

(別紙)

意見交換

※ 委員長は□、委員は○、事務担当者は△で表示する。

□ 本日の意見交換事項は2点ございますが、少し補足いたします。

家事手続案内に来られる方々、一般市民の方々は、御自身が家庭裁判所で何をしたいかといったことを、御自身の知識の範囲内で話されます。その中に、色々な法律用語が出てくるのですが、法律の専門家ではございませんので、正確な用語を使って説明することが難しかったり、誤解もあつたりして、こちらが誤って受け取ってしまう場合がございます。その場合、家庭裁判所には多くの手続がございますので、その方のニーズに最もあつた手続につなげていくことができなくなるおそれがあります。手続を特定するためには、限られた時間の中でその方のニーズをどのように的確に掴んでいくのか、そのためにどのような聴取の仕方を心掛ければいいのかといった観点がございます。

もう一つは、家庭裁判所に持ち込まれる紛争類型は、夫婦、元夫婦、親子、兄弟など近親者間のものが大半ですので、非常に感情的になって相談に来られる方がおられます。また、話しているうちに感情が高まってきたり、話を聞いてほしいとか、自分に寄り添ってほしいといった感情が湧き上がってくることも少なくないように思います。ただ、裁判所は公正中立な判断機関でございますので、そのニーズに関してはお答えできません。しかし、そこをモデル化して淡々と説明すると、対応が冷たい、役所仕事だという感想を持たれたり、感情が高ぶって止まらなくなり、非難がこちらに向くといったことにもなりかねず、難しいところがございます。そういった中でも、裁判所としてはユーザーである一般市民の方々が家庭裁判所の手続を少しでも利用しやすくなるように、きちんと説明して適切な手続につなげていくという使

命がございませぬ。これが手続案内の本質であると理解してございませぬので、限られた時間で効率よく案内をするためには、裁判所としてどのような点を工夫すべきかということをお伺いしたいと考えてございませぬ。

二つの意見交換事項のうち、「利用しやすさや分かりやすさの観点から工夫・改善すべき点はないか」について、お気づきになった方はございませぬか。先ほどご説明したとおり、令和2年度に同じテーマを取り上げ、利用者アンケートを実施しました。当時の委員会でもいただいた御意見以外にも、アンケートでもいただいた御意見を踏まえて改善を図ってございませぬ。改善状況については、御説明するとともに現場を見ていただきましたが、改善が終わったというわけではございませぬ。この点がまだ分かりにくいとか、こうした方がいいと思うところがございませぬしたら、忌憚なくおっしゃっていただければと思ひます。

- 今、委員の皆さんと庁舎を見学したところですが、まず、法律相談になりがちだという点につきましては、大阪弁護士や法テラスが行っている無料法律相談についてももう少しアピールしてもいいかなと思ひました。無料の法律相談があることをまず知っていただいた上で、手続案内に臨んでいただくということも考えられます。パンフレットは置かれてございませぬますが、目立たないし、手に取らない方もいらっしやるのではないかと感じました。

以前は裁判所庁舎前に法テラスがあつて案内しやすかつたのですが、今は大阪弁護士会の法律相談センターのみが常駐してございませぬような状態です。ただ、場合によっては無料で相談できますので、道を挟んで向こう側に相談できる場所があるということをお案内していただくのも一つの方法ではないかと思ひます。

- 「家事」という言葉が、一般的に家庭内での掃除や炊事などを指してございませぬので、家事手続と言われても、多分ピンと来ないのではないかとと思ひます。「家庭裁判所の手続案内」に戻した方がよいのではないでございませぬしょうか。そもそ

も「家事」という言葉を分かっていない方が多いと思います。少なくとも私は分かりませんでしたので、「家事」という言葉は少し気になりました。

□ ありがとうございます。他の委員の皆様はどうでしょうか。「家事手続案内」という言葉は、家事事件手続法という法律があり、そこに由来しているのですけれども、ピンとこない感じはありますか。

○ やはりピンとこない感じはありますね。利用者の9割の人は、家事手続、家事事件という言葉や法律を知らないと思います。ただ、家庭裁判所のことは知っているのですが、どうしても「家事」という言葉を残しておきたいということでしたら、「家庭裁判所における手続案内」という平易な言葉を使い、括弧書きで家事手続と書くなど、分かりやすい言葉、伝わりやすい言葉に変更する方が良いのではないかと思います。

□ 委員の皆様はどうでしょうか。おおむね皆さん同意見と伺っておいてよろしいでしょうか。

○ 私たちの企業は対価をもらって、商品やサービスを提供しますので、まずこの家事手続案内というシステムについては、よく言われる「たらい回し」、これが一番問題なので、この窓口は絶対必要だと思いました。更に突っ込んだことを言うと、手続案内に20分かかるとのことですが、家事手続案内カードの質問事項というのが、最新の企業の情報で言えば、クラウドシステムの Questant (クエスタント) に当たると思うのです。当然名前をもらうと、情報が漏れる危険性がありますので、まずはIDカードで受け付けて、アンケート形式で意向を汲み取って、来庁する前に整理を行い、対面での相談を短く効率良くまとめる方法がいいかなと思いました。また、玄関口に入っただけのボードは色がついていて大変見やすいと思ったのですが、右に行きますとフローチャートがありまして、紙で黒字になっていたのですが、ちょっと見にくいかなと思いました。デジタルサイネージまで使う必要はないと思うのですが、色付きのボードに変えてみてはどうかと思いました。

- フローチャートもそうでしたし、手続を行う機械の上にあるチャートが大変古く、何となく昭和の匂いがして、DXやAIとはすごく違うなと感じました。お金がかかることかもしれませんが、こういったインターフェイスの部分では、画面をスクロールすると変わっていくような案内にすれば、チャートは不要ではないかと思います。
- 確かに、昔の文化祭などで、学生が手書きで作成したような感じですので、もう少し見やすさ等を考えた方がいいのかなと改めて思いました。
- いただいた御意見は改善に生かしていきたいと思います。

家事手続案内という言葉について、確かに私たちは家事事件手続法という用語で馴染んでいます。裁判所の中でも民事訴訟法という用語とすぐピンとくるけれども「家事」という言葉のイメージはどうでしょうかね。
- 家庭裁判所には家事事件と少年事件があることから、家庭裁判所で仕事をしている人は家事事件という言葉を使い慣れているのですけれども、「家事」とは何かと言われたら、家庭の仕事みたいな意味があるので、確かに利用者にはピンとこないのかなと改めて思いましたし、手続案内においても参考にしていきたいと思いました。
- 説明担当者（家事訟廷）はどうか。
- △ 電話で問合せがあった際に、郵便物の送付先を「家事受付です」とお伝えすると、「家事」とは何ですかと聞かれます。「家の事と書きます」と説明するのですけれども、余り一般的に受け入れられていないという気はしています。先ほど申し上げたように、家庭裁判所には家事事件と少年事件という二つの分野があって、少年の案内ではないという意味も含めて私たちは家事手続案内と呼んでおりますが、馴染みがないということは理解できました。
- 法令用語の変更はできませんが、それをどこで使うかというのはまた別問題だと思いますので、いただいた御意見はできるだけ取り入れたいと思います。

- 現在の手作り感のある表示は切り貼りして作成されていますが、今は業者に頼めば大きな紙に印刷することもできます。そちらの方が早いし効率的かなと思ったので、お伝えしておきます。
- 今後に活かしていきたいと思います。
- 手続案内について未経験の方が相談というイメージで来られてから、手続を案内するまで20分しか時間がないのに、この方は何をしに来たのだろうということを5分でセパレートしていくという行程は、ある種ストレスになると思うのですけれども、それを省力化できたら業務の効率化につながるかなという観点で二つ申し上げます。

一つは、案内か相談かという選別は、一定の場合は事前にできるはずです。その観点で見た時に、私はこの「家事手続案内のご案内」という書面を少し疑問に感じました。ここに書いてあることは、「これはできません。裁判所に来てくれたら困ります。」ということで、言うなれば案内ではなくて、どちらかというと留意事項になっています。案内というのは「こうしてください。」ということですが、それは、どのような用向きで来られましたかと案内するものとしては一般的にチャートがあります。相談か案内かという点は、図柄を使って、こういう内容であれば受け付けられませんか、他の機関を利用してほしいということ、年配の方や一般の方でも理解しやすいように工夫ができないかなと思います。そうしていくと、対応される職員のところに来るまでに、一定セパレートした形、本来裁判所が分析しないといけないことを当事者サイドで分析していただいた上で来ていただくということが可能になるのではないかなと思いました。

もう一つは質問なのですが、家事手続案内は予約を受け付けていないということですが、何か事情があるのでしょうか。

- △ 特に事情があるわけではないですが、通常、手続案内は、午前午後とも2名態勢で行っており、直接来ていただいてもそれほど待ち時間はかかりませ

ん。30分以上の待ち時間になることはありませんので、今のところは予約制にはしていません。

○ ユーザーサイドが不便でないということですね。フリーに来て割と短時間で聞いてもらえるから、予約しなくてもユーザーの方はそんなに困らないということですね。

□ 20分という時間もこちらが適当に決めているものではなくて、だいたい一日に見込まれる数を想定して、これまでの実績から20分あれば必要な手続につなげられるだろうという想定を基に決めています。一日の来庁者数やこれまでの説明の実績など様々な点を踏まえて、大体この辺りに落ち着いてきたということです。そのため、待ち時間は短時間になっています。

○ 先ほどの見学の際にもほとんど待ってらっしゃいませんでした。

○ ユーザーとしては、最近どこに行くのも全部予約制なので、予約でないほうがありがたいです。ただ一方で、予約を取るメリットもあるのかと思ったのですが、ユーザーに不便がないということであれば問題ないと思います。

□ 大体、今日御覧になったような状況でしょうか。

△ 時間帯にもよりますが、大体今日の状況が平均的な状況です。

○ 家事手続案内を利用される方というのは、何をきっかけにこういう制度があると知るのでしょうか。

△ 大阪家庭裁判所のホームページに掲載していますし、市区町村等で家裁に手続案内があるということを知って来られる方も結構多いですね。

○ 私も仕事柄、知合い等から離婚や相続の問題を相談されたりするのですが、正直に申しますと、家事手続案内というのを知らなくて、弁護士会や法テラスに行ったらと言っておりました。制度を知ったきっかけが分かるのであれば、例えばホームページで知る方が多いのであれば、ホームページにももう少し詳細な制度説明を掲載するとか、市町村で紹介してもらえるということでしたら市町村の方から説明してもらおうようお願いしておけばいいのかなと

思いました。

- 先ほどの御意見は、もう一つの意見交換事項である「利用者のニーズに沿った家事事件手続に速やかにつなげるために、利用者から効率的かつ適切に事情を聴取するための工夫」についての御意見でもあると思います。前回の利用者アンケートでは、家事手続案内を何で知ったかという項目はなかったように思いますが、確かに色々なアンケートでも、何で知りましたかという項目があります。

手続案内カードを工夫するとか、あるいは手続案内のきっかけ、経緯で裁判所の立場を理解いただくための工夫することによって、効率的に本題に入っていけるのではないかという御意見をいただきました。他にもどうでしょうか。

- 先ほど「家事手続案内のご案内」についての意見がございましたが、この書面の2番目に記載されている、要するに何ができないのかということをもう少し分かりやすく示されたらいいと思います。もちろん太字になっているのですが、行がまたがっていますし、やはり少し分かりにくいと思います。それから一般的にクレーマーや、カスハラ的な発言をされる方は、文字で「これはできないとはっきり書いてあるでしょ」と言われると弱い人たちが多いので、できないことを明確にされるといいと思います。ですから、箇条書きの形で「これはできませんよ」という例を記載する方がよいです。保険などで支払いできないケースが列挙されていますが、ああいう感じを参考にされたらいいと思います。
- 反対のお話になるのですが、それでも、「これはできませんよ」はあるのですが、それでも、「これはできますよ」ということも記載してあった方がうれしいですね。それが事前にホームページで見られるという形でもいいと思うのですが、それでも、「例えばこんなことを相談したい場合は裁判所に来てください」というような列挙でもいいので、できないことは「ただし、これは対象外な

ので別の機関に問い合わせてください」というリンクを貼ってあげるとか、わざわざ裁判所に来る労力を払うまでに、適切なところに流してあげるということは必要だと思います。来てからまた別のところに行くのは利用者としてはしんどいと思います。手続案内を紹介する場で、そういった一步を踏み込んだ親切な案内をホームページやパンフレットでフォローされてはいいかなと思います。

□ 確かに手続が多岐にわたっていてできることがたくさんありすぎるのですが、分かりやすさという観点から、それをどう盛り込んでいこうというあたりの提言でしょうか。それによってできないことがクリアになってくるという方法でしょうか。

○ そうですね。種類が多いとは思いますが、手続案内に来られた方に相談が多いものから、例えばこれはできますというような列挙をしてあげると、ほとんどの方が大丈夫なんじゃないかなと思います。少ないものについては電話で個別にお問い合わせください、というような感じにするのもいいかもしれませんね。

△ 逆の発想と言えますね。ホームページでも、手続の申立書類であるとか記載例であるとか、各手続の案内は既に掲載されています。ですので、申立ての内容が分かっておられる場合は、ホームページから書式をダウンロードして、自分で書いて、必要書類を揃えて持って来られる方もおられます。逆にそれができない方向けに、こういう申立てができるということを多い類型で作ってみるといふ発想が今まで頭になかったものですから、参考にさせていただきたいと思います。

○ 様々な企業や自治体などでは Q&A というのがあり、事例がたくさんありますので、裁判所においても色々な質問と答えを用意してホームページに掲載すると、結構まとめやすいかもしれないなと思いました。

□ 確かに手続案内の方法については、今後、DXをどう進めるかといったこ

ともつながる議論だと思います。DX化が大きな組織課題になっていることは事実でございます、ウェブによる申立て等をどのようにシステム化していくかについて検討段階であることは一般に知られているところだと思いますけれども、そういった手続だけではなくて、ユーザーのために手続案内そのものをDX化していくかとか、あるいはどういう形で細かくユーザーのニーズを広げていくかといったような観点について考えていく必要があると思うのですが、本日は、とりあえずは現状の手続案内ということで議論を進めたいと思います。ただ、今後のDX化の動きを見据えた上で今の時点から工夫をしておくべきだと、それが現在のユーザーの利益にも叶うといった視点は必要だと思っておりますので、今日の御意見を今後とも生かしていきたいと思っています。

ホームページの工夫について、どうぞ他にも御意見がございましたらお願いします。あるいは、効率的にニーズを引き出す方法などはどうでしょうか。プレゼンテーションで説明のあった例というのは、実際に現場で起こっている例でございます。我々は法律用語を使用するのですが、なかなか一般の利用者の方々は、自分の事情をうまく表現できなかったり、法律用語を我々と違った意味で使ったりされますので、我々が適切な手続につないでいく必要があります。

- 案内の際にどのようにニーズを聞かれるのですか。なんとなくまだ腹が決まっていなくて色々混乱していれば、感情的なトラブルになってしまうことも考えられます。「今日来られたのはどの手続がお望みですか」など、決まりがあるのでしょうか。またはある程度絞って聞かれるのでしょうか。腹を決めてくる方は話が早いのですが、まだいろいろ悩んで混乱している方に案内するのは、なかなか難しいのかなと思います。最初にこの手続案内カードを見せてお話を進めておられる等、何かございましたらお聞かせください。

□ 実際に手続をしている職員（家事訟廷）から説明してください。

△ 一番多い相続放棄の関係で言いますと、この手続案内カードを書いておられる方で、「あなたが聞きたい手続」4番の「相続に関する手続」、それから「相続（財産）の放棄」にチェックが入っていれば、第一声は「相続の関係でお越しになられたのですか」、次に、「お亡くなりになったのは、あなたからすればどなたにあたりますか」となります。「お父さんです」と回答された場合、第一順位の相続人は子供になりますので、相続の順番が回ってきていることは明白です。あとは管轄の関係で、「お父さんはお亡くなりになった時に、どちらにお住まいでしたか」という質問をし、基本的に亡くなられてから三カ月以内に手続きしていただくことを説明するのが基本的な形です。要件的なことを最初に聞いていく形になります。

また、戸籍謄本などを持参されていたら、了承を得た上で一緒に確認しながら話を進めていくこととなります。持参されていない場合は、話を聞いてメモを取りながら話を進め、相続放棄で間違いがないかを確認し、相続人としての順番が回ってきているのであれば、相続放棄の申述書と記載例をお見せして書き方を説明します。そして、管轄がこちらの裁判所であれば、「申述書等を持参又は郵送してください。受付後に担当の係から通常は郵便でご連絡差し上げます。」と説明しています。

○ 「家事手続案内カード」の最初のところに「申立てを予定していますか」と書いてあって、「話を聞いてから決めたい」という欄もありますが、そのような方もいらっしゃるのですか。そもそも申立てを予定していますかという質問に対し、こう書いてあったらこんなことをするなど、そういうものがあれば混乱したり迷っておられる方についても対応できるのでしょうか。

△ 来られている方の大半は申立てを念頭に置いておられるので、事情を伺った上で形式的な記載方法や必要書類を説明し、その後、一般的な手続の流れを説明した上で、他に御質問はありませんか、というような形の対応が多い

と思います。

○ 分かりました。ありがとうございました。

□ 今の担当者からの説明で手続案内の実情やイメージを掴んでいただけたと思いますが、他に御意見はございますか。

○ こういう話は、実際、素人にはやはり分かりにくい話で、言葉自体も理解できないと思います。専門用語が分からないということ以上に、まず、そのシステムとか概念が全く分からない方がおられて、結局、そういう方が問題となるケースだと思うのですね。そして、いくらシステムを整えたとしても、分かる人はもう既に分かっているはずなので、理解の悪い人をどうするかという問題だと捉えると、システムを整えることでの解決はまず無理だと思います。どれだけ丁寧なシステムにしても分からない人は分からないので、それを埋めるものとしては、具体的に案内する人がいた方がよいと思います。どんなところに行っても、普通、受付や案内には人がいるわけで、そこで「あなたは今日、どういうことで来られたのですか」と直接聞いて、逐次相談に乗りながら案内をしています。例えば病院に来た患者さんの中には、自分が何をしに来たか分からない人がおられます。何科を受診したらよいか分からない人が多くて、それに対して看護師やボランティアが親身になって話を聞いて案内したりするケースもあります。だから、もし全ての人に対応できるものを目指されるとしたら、やはり人力の案内は必要ではないでしょうか。ただ、全ての人を対象にすることを考えていないということであれば、ある一定のパーセンテージの人が理解していたら、もうそれはそれでよいのではないかと思います。

□ どうもありがとうございます。将来的な話の内容だと理解したのですが、確かにDX化というところは、我々も組織を挙げて取り組んでいるところではありますが、他方で国民の権利をどう実現させていくかという観点は残りますので、現時点では当然それを前提として、我々としても手続案内を

更に充実させていくという方向は申し上げた通りです。将来的には、時代の流れとともにユーザー層のデジタルシステムに対する意識も変わってくるでしょうし、そういったことを取り入れながら、他方では、やはり基本となる手続的な権利をどう保障実現するか、これは我々としては踏み外せない部分ですので、そことの兼ね合いでデジタルなりシステムをどのように活用していくかということになりますかね。

- 家庭裁判所として、家庭の問題に悩みがある方がもっとたくさん家庭裁判所に相談に来てほしいと思ってらっしゃるのか、余り来られても困るという認識でおられるのか、どちらかなと考えていました。ただ、今日のテーマとしては、結果として来られた方について今どういうふうにお話を聞いたらいいかということなのだろうなとは思ったのですが、実際に社会の役に立つという点から言うと、もう少し相談に来られる方が増えた方がいいのかなという気もしました。そうであるなら、もう少しホームページ等で家庭裁判所の手続について知りたい方に、ただ手続案内しますというだけではなくて、もっと平易な言葉でアピールしてもいいのかなと思いました。あと、先ほどから出ていますが、実際にどういう案内をされているかはテーマによって全く異なるのだらうと思います。先ほどの説明で、相続放棄のために来られた方はやりたいことが分かっているということですが、どこまで詳しくお話を聞いてらっしゃるのか。例えば、法律相談であれば、なぜ放棄したいのかとか、来られた方にとって一番よいのは何なのかという視点から手続をご案内して、結果として相続放棄になると思うのですが、裁判所に相続放棄したいですと来られた方については、そこまで深い内容のことをお話しにならないとは思いました。一方で、離婚したいのだけど、どうしたらいいのでしょうかというような一般的な質問で来られた方の場合は、20分では終わらないでしょうし、相続放棄で来られた方とは違う案内になるかと思いません。裁判所に相談してよかったとさせていただくには、裁判所がその場で

きることとできないことをはっきりお伝えしたり、できることとして申立等の書式をお渡したり、相談窓口を情報提供することなのかなと思います。

まとめると、もう少しホームページや行政の窓口等でこういう手続案内があるということをアピールすることと、手続によって説明に注意するところがかかなり違うと思いますので、それをあらかじめまとめていただくとよいと思います。あとは「家事手続のご案内」という文書と「手続案内カード」のどちらを先に読んだ方がよいのかという疑問もあります。ご案内を先に読むとするならば、先ほどから意見が出ているように、何をしてくれるのかが分かりにくく、でも家事手続カードを見るとテーマが書いてあって家庭裁判所ではこういうことをしてくれるということが分かるので、統合した方がよいのかなと思いました。

○ 先ほど述べた意見について補足しますと、例えば、「今日は何をしに来られましたか」と聞く際に、相談に乗れないことを羅列していったらよいと思います。そして、一部の方は残念ながら案内できないというか、手続きができない。これだけでもおそらく整理ができるはずです。例えば、「家事手続のご案内」に太字で、できない事例として書いて、「こちらの人は残念ながらご案内ができません」とする。逆に、相続放棄などできることの中から、経験上多いものをできることとして並べる。入口でできることとできないことがユーザーに伝われば、「家事手続案内カード」とセットで流れが分かってくるのではないかなと思います。「できることでしたら、この家事手続案内カードに記入をお願いします」という流れにしていくと、ユーザー自身が頭の整理ができるかなと思いました。

○ 本当に参考になる御意見でした。家庭裁判所にどっぷり浸かっていると、「家事」という言葉からしても普通になっているのですが、そこら辺からやはり発想を考えていかなければいけないと思いますし、「手続案内のご案内」と「家事手続案内カード」という書面にしても、一つ目を読んでも分か

らず、二つ目を読んでもできないことがずらずら書いてあると、一体何ができるのかっていうのが分かりにくいということを改めて感じました。利用者として、裁判所で手続ができる人を効率的に吸い上げてそれを充実させる、家事手続案内に該当しない人には早めにそれを理解いただいて、初めから家庭裁判所に来ないで別の機関を利用する、というようなことも視野に入れて考えたらいいのかなと思いました。

- 私も同じ受け止めでございます。今日はありがとうございました。いただいた御意見については可能な限り手続き案内に生かすよう努めていきたいと思えます。このテーマはこれで終わりではございません。状況が変わればまた取り上げるかもしれませんし、我々も不断の努力を進めてまいります。貴重な御意見ありがとうございました。

準備検討会について

- 準備検討会に関して委員長として御提案がございませぬ。これまで本委員会の前に、テーマにつきまして、裁判所が用意しておく資料や説明の方法などにつき、御意見を伺うために準備検討会を開催してまいりましたが、それを廃止したいと考えております。経緯について説明申し上げます。

大阪家裁は裁判所を取り巻く諸情勢に鑑み事務全般の見直しを進めており、委員会運営の在り方等についても検討を進めてまいりました。そして、この度、その一環としてかねてより開催してまいりました準備検討会をとりやめ大阪家裁委員会を次のように運営したいと考えております。具体的には1か月前までに、これまで以上に詳細なプレゼンテーション案と配布資料を委員の皆様へ送付し、委員会の2週間前までにこれらの内容が分かりやすいか等につきまして御意見をいただくことで、準備検討会の趣旨は生かしたいと考えております。また、プレゼン内容に対する意見交換の時間を設けることや、意見交換の時間も延長したいと考えております。以上ですが、どなたでも結構

ですので、御意見がございましたらお願いします。

○ 私は、2期委員を勤めておりますが、準備検討会では説明とかいろいろな確認事項があったと思うのですが、おっしゃる通り、事前に資料の送付をしていただいたり、本委員会の意見交換時間を長くするということには賛成です。是非お願いします。

○ 準備検討会につきましては、家裁委員会の本委員会で、各委員の皆様が知識経験に基づいて建設的で自由闊達な意見が出されることを目的として設けられてきたものだとして理解しております。その準備検討会がなくなることについては、家裁委員会における充実した議論に影響が出るのではないかと考えております。確かに、裁判官、職員の皆様が通常の業務、職務にお忙しくされており、準備検討会の準備や出席に相当の時間や労力を費やされているという状況があると理解申し上げます。また、準備検討会への参加は任意とされておりまして、参加されない、できない委員もおられると認識しております。また、内容が時には相当程度本番と重複しているということで、やや形骸化しているという面があるかもしれないと思います。ただ、裁判所委員会の意義というのは本日も配られました規則にも書かれておりますけども、「広く国民の意見等を反映する」ものであり、家庭裁判所の運営に意見を反映するものとするためには、準備にある程度の時間・労力を費やしていただくのは、やむを得ないことかなと考えます。年に2回、15名の委員がこうやって集まりまして、本番当日に説明を聞いて感じたことや意見を述べるというだけでは、委員会を開催する意味が半減してしまうのではないかと考えます。というのは、委員の多くは家庭裁判所の実務について、言葉についてもだと思っておりますけれども、家裁の皆様ほど多くの知識を有しているわけはありません。私は弁護士として比較的事前に知識を持っていると思うのですが、それでも家庭裁判所から事前に制度の内容や問題意識について丁寧な御説明がなければ、どのような方向性でとか、どのような意見を述べてい

いのか考えることや他の弁護士に相談したり、意見を聞いたりすることも難しいかなと思います。準備検討会の準備や出席に要する時間と労力の点については、より効率的に準備検討会を開いていただく工夫をしていただくということで対処できるのではないのでしょうか。例えば日程調整がしやすいオンラインでの複数回開催など、まだまだ工夫の余地があるのではないかと考えております。先ほど事前に資料を送っていただくということを御提案いただきましたが、それは非常に有効な方法だと思います。ただ、やはり、送られた資料は、なかなか読み込むのが難しいですし、分からないことがあってもなかなか質問することが難しいということもございますので、やはり準備検討会のような双方向での意見交換ができる場というのは貴重ではないかと思っています。このような理由から、準備検討会が廃止されることは、この家裁委員会の意義にとってマイナスの面が多いのではないかという意見を申し上げます。

□ 他の委員の方はどうでしょうか。

○ 今回、何がしかの背景があって委員長からの御提案があったと思いますけれども、世の中、常に効率化という当然の流れがあると思います。ただ一方では、会議であれ、どういうものであれ、効率化したり回数を減らしたりしていく時に、そこで本来果たすべき目的を充実させる、あるいは質を落とさず上げるという両面が必ずあると思います。そういう意味で、準備検討会と本会議と2回実施するのを1回にするということについては、効率化の観点で私は実は賛成でございます。これは、準備をされる裁判所の皆さんのことだけではなく、私たちは社会的な使命で来ているわけですが、それぞれの委員の職場とか、いろんなところから時間を割いて来ているということもございますので、使命感で来るということを否定するつもりはありませんが、より密度の高いものを本会議の方でしていただけるという前提とか、あるいはそういう流れがあるのであれば、回数を減らすことには賛成かなと

思います。一方で、委員会を充実させるにはどういう方法があるかということですが、私は、今回準備検討会を欠席したので、タイトルは存じ上げていましたけれど、この資料を今日初めて見ました。ですから、参加するときに、この内容のものを事前に拝見して、なおかつ意見であるとか質問をするという機会を設けていただくということであれば、それは2回を1回にするということとは別に大変有意義であるし、この会議の質を高めるということについて、ものすごく効果があるのではないかと思います。資料を事前に見て、分かって分からなくても考えて臨む、質問するということが、この場で初めて見てやるよりはずっと良いのではないかなと思います。その意味では、今回いただいた案は、効率化とそれから一定の質を維持、又は高めるための改善策が盛り込まれた内容として、賛成をしたいと思っております。

○ 初めての参加になりますが、確かに一回目の準備検討会があったことで分かったことは多いと思います。例えば資料の送付だけではなく、ズームなり録画したものを送っていただき、今回のプレゼン内容はこんな感じですが、何か分からない点はありますか、みたいな感じにさせていただけると、自由な時間にそれを全員が見ることができますので、事前にどういう話で、家庭裁判所としてはこのプレゼンで何が不安なのかとか、どういうふうなところに誤解がないのかとか、そういうことが分かると思います。今回は「家事」という用語についてもしばらく混乱してからの理解だったので、事前にプレゼン内容とかそういうのが分かっていたら、ありがたいのはありがたいのですけれども、集まってわざわざするのは、双方にとって、時間的にも難しいと思います。例えば録画して、アップするという手間とどちらがいいのかというのは悩みどころではあるのですけれども、これだけの人数が集まってするよりは、効率化になるのではないかと感じました。

○ 私は今回の変更について賛成です。というのは、これまで2回参加させていただき、準備検討会にも2回出ていますが、多分、準備検討会がなかったと

しても、同じ意見が出てくると思うからです。これまでの2回については、準備検討会の必要はなかったと思っています。もっと難しい議題だと私は答えられないので、逆にこのぐらいの方がうれしいのですが、こういった議題であれば同じ意見を言うことは可能だと思いますので、準備検討会というものは、効率化というよりは、そもそも必要がないのではないかと思います。もし裁判所の方が、これはなかなか一般の方に分かりにくいから事前に説明する必要があると考えるような議題をもし選ばれるのであれば、その時だけは準備検討会を続けるというのはいりかもしれませんけど、今回のようなことであれば、十分本委員会だけでいけると思います。

- 私も賛成です。ただ、資料を送付するのであれば、事務局に質問できるような機会を与えていただければありがたいと思っています。
- 提案者からお伝えいたしますと、私どもは、決していわゆるシンプルな方向へ持っていかうということで申し上げているわけではございません。委員会の中身を充実させることは当然でございます。その観点から、事前に資料をお送りするということを申し上げましたが、その方法等についていただきました御意見については改めて検討いたします。確かに準備検討会そのものは1回減るのですが、議論の質を向上させるということで、その分重い課題を背負うことにもなります。それは承知の上で、この提案を申し上げているということは、是非御理解いただきたいと思っています。

そこで、先ほど申し上げましたように、プレゼン内容をこれまでよりも充実したものにし、その説明資料を事前に送付させていただきます。併せて、次回のテーマを提案する際に、その趣旨説明についてもこれまで以上に充実させたいと思います。それによって、次回のテーマについて、ある程度のイメージを持った上で、その後に裁判所から送付する資料に目を通していただき、質問していただく機会を設けます。更に本会議においても、御意見・御質問がございましたら、これについて真摯に御回答申し上げます。これまで

以上に意見交換に力を注いでいただくよう今後とも尽力していきたいと思
います。今回につきましては、そういう、いわば全体のスキームの中での提案
ということで、是非御理解を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

○ 私の意見は申し上げたとおりですが、最終的には委員会で決めていただ
ければと思います。

□ 委員会としては準備検討会を廃止させていただくことについて御意見あり
ませんか。

(意見なし)

では、今回の提案を承認いただけるということでよろしいでしょうか。

(一同了解)

今回の提案について承認があったものとさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。